

BELS 評価業務に係る技術的審査業務手数料規程

平成 31 年（2019 年）1 月 7 日最終改定

非住宅建築物に係る評価料金

（消費税込金額、単位：円）

評価対象面積（㎡）	1 類		2 類		3 類	
	評価手法					
	標準入力法 又は主要室 入力法	モデル 建物法	標準入力法 又は主要室 入力法	モデル建 物法	標準入力法 又は主要室 入力法	モデル 建物法
300 以下	162,000	86,400	135,000	77,900	108,000	54,000
単独申請	324,000	172,800	270,000	155,800	216,000	108,000
300 超 2,000 以下	324,000	194,400	270,000	151,000	216,000	108,000
単独申請	648,000	388,800	540,000	302,000	432,000	216,000
2,000 超 5,000 以下	378,000	216,000	324,000	189,000	270,000	162,000
単独申請	756,000	432,000	648,000	378,000	540,000	324,000
5,000 超 10,000 以下	432,000	248,000	391,000	232,000	350,000	216,000
単独申請	864,000	496,800	782,000	464,000	700,000	432,000
10,000 超	別途見積り					

備考

- 1 「単独申請」とは、この計画の基礎となる建築確認申請を他機関で申請されたものをいいます。
- 2 本表中 1 類、2 類又は 3 類とは、次によります。

区分	建築基準法施行規則別紙による具体用途	
1 類	学校等	08070 幼稚園
		08080 小学校
		08082 義務教育学校
		08090 中学校、高等学校又は中等教育学校
		08100 特別支援学校
		08110 大学又は高等専門学校
		08120 専修学校
		08130 各種学校
		08132 幼保連携型認定こども園
		08180 保育所その他これに類するもの
	08410 自動車教習所	
	病院等	08260 病院
		08240 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
08170 老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの		
08190 助産所		
08210 児童福祉施設（前 3 項に掲げるものを除く。）		

	ホテル等	08400	ホテル又は旅館
		08600	個室付浴場業に係る公衆浴場（その他これらに類するもの） 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設（その他これらに類するもの）
3類	工場、倉庫等の用途	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
		08350	自動車修理工場
		08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
		08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
		08510	倉庫業を営む倉庫
		08520	倉庫業を営まない倉庫
		08610	卸売市場
		08620	火葬場又はと畜場・ごみ焼却場その他の処理施設
		08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
		08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
		08420	畜舎
		08270	巡査派出所
		08280	公衆電話所
		08600	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗（その他これらに類するもの）
2類	1類又は3類以外の用途		

3 評価対象面積の算定方法は、次によります。

イ 新築の場合は当該床面積の合計

ロ 新築以外の場合は、別途見積り

ハ 一の建築確認申請に、評価対象建築物が複数棟ある場合は、棟ごとの評価対象面積の合計額

ニ 一の棟に用途分類が複数ある場合は、1類に2類又は3類が含まれる場合は1類と、2類に3類が含まれる場合は2類

4 モデル建物法による計算方法とする場合において、計算対象外となる室を含む場合の額は、次によります。

イ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合 一律 32,400 円

ロ 建築物の一部が計算対象外の室の場合 評価対象面積から計算対象外の室の床面積を控除した面積の区分

5 変更申請における評価対象面積の算定方法は、次によります。

イ 当初の計画書の申請が REJ 以外の機関で交付されたもの 当初の評価時の床面積

ロ 直前の判定と評価方法が異なる場合 当初の評価時の床面積

ハ 直前の評価時から床面積が増加する場合 当初の評価時の床面積に 0.5 を乗じた床面積に、増加する床面積の部分を加算した床面積の合計

6 評価方法が同一の場合のものに限り、建築物省エネ法判定又は低炭素認定技術的審査と併願と

した場合は、申請内容を勘案した見積りとさせていただきます。

7 第11条第1項のプレート又はシールを交付する料金は、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会の紹介による製作会社の実費と事務手数料として11,000円を加算した額とさせていただきます。(次表において同じ。)

9 評価書を再発行する場合の事務手数料は、一通につき1,100円とさせていただきます。(次表において同じ。)

住宅に係る評価料金

(消費税込金額、単位：円)

			確認申請との併願		単独申請	
			確認申請、かつ、併願審査	併願審査		併願審査
一戸建ての住宅			37,000	17,000	74,000	34,000
共同住宅等	住戸のみの審査	算出方法	基本料金+戸あたり料金×対象住戸数			
		基本料金	107,800	53,900	215,600	107,800
		戸あたり料金	2,200	1,100	4,400	2,200
	建築物全体の審査	算出方法	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金			
		基本料金	107,800	53,900	215,600	107,800
		戸あたり料金	2,200	1,100	4,400	2,200
		共用部料金	107,800	53,900	215,600	107,800

備考

- 1 本表は基本額とし、REJが想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、申請内容を勘案した見積りとさせていただきますので、あらかじめその内容を聴かせていただく場合があります。
- 2 住宅を含む複合建築物に係る評価料金は、当該表の額に表2の用途、評価手法及び評価対象面積に応じた額を加算した額とします。
- 3 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の評価料金は、「建築物全体の審査」とします。
- 4 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の評価料金は一戸建ての住宅の額の2倍とします。
- 5 共同住宅等において、1住戸のみの申請の場合の評価料金は一戸建ての住宅の額とします。
- 6 変更申請の場合は、当初の申請で適用された額の2分の1(算定した額に10円以下の端数が生じたときは当該額を切捨てた額)とします。
- 7 改修前後の評価を行う場合は、上表の評価料金に同表の2分の1の額を加算した額とします。
- 8 複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)の場合は、別途見積りとします。
- 9 「併願審査」とは、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査又は低炭素認定技術的審査と評価方法が同一の場合のものとしてします。

運用（非公開資料！）

<p>REJ が想定していない工法等</p>	<p>評価協会や建研が提供する計算プログラム等で各拠点においてスタンダードであるソフトを想定している。この場合において、無用ないさかいを避けることから、各拠点で「スタンダード」とされているソフトをその他店舗に情報提供を行うこと。</p>
------------------------	--